

有料時間貸駐車場用区有地貸付 質問と回答 【物件番号2】世田谷区船橋五丁目954番1, 4の一部

- Q1 世田谷区船橋の歩道切下げについて
現地を拝見したところ、植栽や低木があります。
自費工事とのことですが、現地の切下げを申請した場合
低木の移設も指示されるのでしょうか。
- A1 土木計画調整課占用担当の指示により、低木についても移植することになります。
道路切り下げ工事については世田谷区ホームページのページID4618をご参照ください。
- Q2 役員の退任があり、申込までに提出する全部事項証明書の変更が間に合わない場合
申込の提出時の書類は変更前の全部事項証明書に合わせたものの提出でよいか。
- A2 入札参加資格の審査のため、提出する書類は全部事項証明書と異なる場合でも変更後の情報で作成してください。その場合、例えば、
株主総会資料の写しと決議されたことがわかる資料など、変更後の情報がわかる資料を全部事項証明書と合わせて提出してください。
- Q3 現在設置しております前面道路側の木柵の囲は全て世田谷区にて事前に撤去して頂けるのでしょうか？
事業者にて撤去するのでしょうか？
- A3 現況で引き渡します。出入口の設置等のために木柵の一部分、または全部を撤去する場合は、事業者負担により行ってください。
- Q4 敷地内の除草や整地も事業者の負担の認識でよろしいでしょうか？
- A4 ご認識のとおりです。
- Q5 駐車場のシステムは時間貸しであれば、ゲート式やロック式等、機器システムの仕様に縛りは無い認識で宜しいでしょうか？
- A5 駐車場のシステムに仕様の指定はありません。
- Q6 隣接地との境界に設置が必須のフェンスとガードパイプについて、仕様書で指定は無いとのことですが、長さ、高さ、支柱の径、素材など
役目を果たせれば何でも良いのでしょうか？
- A6 安全上問題がないものであれば、規格の指定はありません。
- Q7 隣接地 954-4(A)について、今回の契約期間中に何か用途の予定はあるのでしょうか？
- A7 現時点では他に使用する予定はありませんが、過去には資材置き場として使用していたこともあるため、今後も同様に貸付する可能性は
あります。

【12月23日更新】

Q8 設置機器については整備品であれば中古機でもよろしいでしょうか？

A8 新品、中古は問いません。

Q9 歩道の切り上げ、植栽撤去について、契約満了時に復旧も事業者での費用負担となるのでしょうか？

A9 歩道の切り下げ・植栽撤去については、現時点では原状復旧の対象としない予定です。

Q10 今回の最大5年の契約満了後に、当事業地で再び駐車場の貸付入札は行われるのでしょうか？

A10 契約満了時に、本物件を公用又は公共用に使用する予定がない場合は、再度貸付入札する可能性があります。

【12月26日更新】

Q11 入札申込必要書類の④全部事項証明書については履歴事項全部証明書でもよろしいでしょうか。

A11 履歴事項全部証明書で問題ありません。

Q12 貸付金の納付方法については協議にて決定とのことですが、土地貸付契約書(見本)には3か月分の貸付料を前納するという規定がございます。こちらの条文にとらわれず、何か月分をいつまでに前納するのかの協議をすることが可能という認識で間違いございませんでしょうか。

A12 貸付料は前納していただければ、1カ月ごとの支払いなどの対応可能です。落札時にご相談ください。

Q13 現況の木柵における原状復旧とは、木杭および鉄線を用いた柵を同様の場所に設置するという認識で間違いございませんでしょうか。また、類似のフェンス等での代用は可能でしょうか。

A13 ご認識の通りです。類似のフェンス等での原状復旧も可能です。

Q14 区による年に1回の当該地使用日の詳細についてご教示いただけますでしょうか。

A14 秋ごろに使用予定ですが、現時点では未定です。落札事業者様には詳細が決まり次第お知らせします。

Q15 契約終了時には前面道路の切下げも原状復旧の必要があるという認識で間違いございませんでしょうか。

A15 A9をご参照ください。

Q16 舗装工事および前面道路の切下工事の業者は落札者により選定した業者で問題ございませんでしょうか。

A16 問題ございません。

- Q17 歩道の切下げ工事にかかる土木計画調整占用担当への申請は、賃貸借期間開始後に落札者が対応するという認識で間違いございませんでしょうか。入札担当の課との協議や指導はございますでしょうか。
- A17 貸付開始日から工事可能ですので、貸付開始前に占用担当と事前協議していただいても問題ありません。また、工事の前に道路事業推進課へ舗装の構造図やスケジュール等の提出をお願いしております。
- Q18 世田谷区ホームページ記載の質問回答書の Q1 および A1 に低木の移植とございますが、撤去だけではなく、移植先の対応まで事業者で対応(費用)を行う必要があるのでしょうか？事業者にて費用を負担するようでしたら移植先は決まっているのでしょうか？
- A18 落札事業者様の費用にてご対応お願いいたします。移植先は近くの街路樹植栽帯の植栽がない部分などが候補ですが、現時点では未定のため切り下げ工事の申請の際に調整いたします。
- Q19 物件調書に、年1回(1日)区が使用する為、コインパーキングとして営業不可と記載がございますが、具体的に日にちや時期は決まっているのでしょうか？
- A19 A14をご参照ください。
- Q20 また営業不可日について、区にてどのような目的で、現場を使用されるのでしょうか？駐車場管制機器類や付随設備がございますが、あくまでも場内に在車がいなければ問題ない認識でよろしいでしょうか？
- A20 近隣施設の自転車置き場として使用します。当日駐車していなければ問題ございません。

【1月10日更新】